

令和7年1月16日判決言渡

令和6年（行ケ）第10068号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和6年11月11日

判 決

5

原	告	X
同訴訟代理人弁護士		鈴 木 正 勇
同訴訟代理人弁理士		山 田 清 治

10

被	告	マイオフォーカス オーストラリア ピーティーフイ リミティッド
---	---	------------------------------------

15

同訴訟代理人弁護士	河 野 雄 介
同訴訟代理人弁理士	北 野 修 平
同	青 木 覚 史
同訴訟復代理人弁護士	中 村 孝 宏
主	文

20

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

（注）本判決の本文中で用いる略語の定義は、別に定めるほか、次のとおりである。

本件商標 ：原告を商標権者とする別紙商標目録記載の下記登録商標



原告使用商標 1：原告が平成 28 年 3 月及び平成 29 年 3 月に使用したと主張する下記商標（本件審決にいう「本件使用商標 1」）



原告使用商標 2：原告が平成 30 年 3 月に使用したと主張する下記商標（本件審決にいう「本件使用商標 2」）



原告各使用商標：原告使用商標 1 及び原告使用商標 2

被告商標 1：被告が遅くとも平成 29（2017）年 9 月 30 日以降オーストラリアにおいて使用していた下記商標（本件審決にいう「引用商標 1」）



被告商標 2：被告が遅くとも平成 29（2017）年 9 月 30 日以降オーストラリアにおいて使用していた下記商標（本件審決にいう「引用商標 2」）



被告各商標：被告商標 1 及び被告商標 2

第 1 請求

特許庁が無効 2022-890005 号事件について令和 6 年 6 月 10 日にした審決を取り消す。

第 2 事案の概要

本件は、商標登録無効審判請求に係る登録無効審決の取消訴訟である。争点

は、原告を商標権者とする本件商標が、商標法4条1項7号（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標）に該当するかである。

1 前提事実（争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

5 (1) 原告は、株式会社オーティカ・インターナショナル（以下「オーティカ社」という。）の支配株主（発行済み株式総数60株のうち、40株を保有。甲37）である。オーティカ社は、オーストラリア法人である Myofunctional Research Corporation Pty. Limited（以下「MRC社」という。）との間で、平成27（2015）年4月9日、矯正歯科機材の輸入販売及び矯正歯科に関するセミナーの企画・運営に関する、日本における総代理店契約を締結し、令和2（2020）年4月20日、これらの事業を行うために、MRC社が有する教材等に関する著作権、「MYOB RACE」の文字からなる登録商標に係る商標権等につき、オーティカ社が日本における独占的使用権及び実施権を有することを確認する覚書を取り交わした（甲37、38、54～59）。

15 (2) 被告は、平成29（2017）年にオーストラリアにおいて設立された会社であり、歯科医療、歯科矯正に関する知識の教授、歯科矯正に関する情報の提供等の事業につき、遅くとも同年9月30日以降、自社のウェブサイト及び同国所在のクリニックにおいて、被告各商標を使用していた（乙3～5、資格証明書）。なお、被告は、オーストラリアにおいて、同年10月28日、20 「Myofocus」の商標登録出願をし、平成30年（2018）年5月30日に商標登録（指定役務は第44類「Dental surgery services」）を得ている（甲15）。

25 (3) 被告は、令和元年9月22日から同月26日までの間、愛知県常滑市の「J．ホテルりんくう」において、歯科医療関係者に対し、歯科矯正に関するセミナー（以下「第1回セミナー」という。）を開催した（甲22の1・

2)。

(4) 原告は、本件商標につき、同月 27 日、商標登録出願をした（甲 63、64）。

5 (5) 被告は、令和 2 年 1 月 31 日から同年 2 月 4 日までの間、東京都の「フクラシア丸の内オアゾ」において、歯科医療関係者に対し、歯科矯正に関するセミナー（以下「第 2 回セミナー」という。）を開催した（甲 23 の 1）。

(6) オーティカ社は、被告に対し、令和 2 年 7 月 16 日付け通知書により、被告がセミナーで配布した冊子に掲載されていた症例写真や「MYOB RACE」の標章は、MRC 社が著作権又は商標権を有しており、オーティカ社が日本国内での独占的使用権を有するところ、被告による無断使用は、オーティカ社の独占使用権を侵害するとして、これらの写真や標章を記載した一切の文書の配布の中止等を求めた（甲 34）。その後、オーティカ社と被告は、同年 9 月 10 日付け合意書（甲 36）を締結し、被告はオーティカ社に対し、今後、セミナーにおいて同様の冊子を配布しないこと等を約束した。

15 (7) 原告は、本件商標につき、令和 3 年 6 月 24 日、登録査定を受け、同年 7 月 7 日、商標登録を受けた（甲 63、64）。

(8) 原告は、令和 3 年 10 月 27 日付け書面により、被告に対し、被告各商標を日本向けのウェブサイトで使用する行為が、本件商標に係る商標権侵害に該当するなどとして、被告各商標の使用中止を求める警告をした（弁論の全趣旨）。

20 (9) 被告は、令和 4 年 1 月 21 日ころ、本件商標の商標登録を無効にすることについて審判を請求し、無効理由として、本件商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当すると主張した。

25 (10) 特許庁は、同審判を無効 2022-890005 号事件として審理し、令和 6 年 6 月 10 日、「登録第 6412642 号の登録を無効とする。」との本件審決をし、その謄本は、同月 20 日、原告に送達された。

原告は、同年 7 月 1 0 日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨（詳細は別紙「本件審決（抜粋）」のとおり）

本件商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標（商標法 4 条 1 項 7 号）に該当するから、無効である。すなわち、原告は、被告がオーストラリアで使用していた被告各商標が我が国において商標登録されていないことを奇貨として、我が国における被告各商標の使用を阻止することを目的として、被告各商標を剽窃し、本件商標の登録を得たものであるから、本件商標の登録出願の経緯には社会的相当性を欠くものがある。したがって、本件商標は、その登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に当たるといふべきであるから、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標というべきである。

3 原告主張の審決取消事由

商標法 4 条 1 項 7 号該当性の認定判断の誤り

第 3 当事者の主張

（原告の主張）

1 本件商標と被告各商標について

以下の事情からすると、本件商標と被告各商標が偶然に一致することはあり得るから、原告と被告のいずれかが相手方の商標を剽窃したという関係にあることを前提に、本件商標が被告各商標を剽窃したものであるとした本件審決の判断は、誤っている。

(1) 本件商標の左側の図形は、歯科矯正において重要な要素である舌を模したものであり、類似した図形を用いたロゴもあることから（甲 6 6 ～ 6 8）、特徴的なものではない。アルファベットの文字列の中間の文字を大文字とするデザインも、商標では普通に採用されている（甲 6 9、7 0）。

(2) オーティカ社及びその関連会社は、M R C 社から、語頭に「MY O」を用いた「MY O B R A C E」等の文字からなる一連の商標（甲 3 8 ～ 4 1、5

5 ～ 6 0) の独占的使用権の設定を得て、事業に使用していたことから (甲 6 1)、オーティカ社においても語頭に「MYO」を用いる文字からなる商標を登録し、防御する必要が生じ、検討の上で「MYOSOUCE」と「MYOFOCUS」の文字からなる商標を登録出願したものである。本件商標は、剽窃しなければ創案することができないものではない。

- (3) 原告は、MRC社でストックされていた「MYO」を用いる商標の開示を受け、インスピレーションを得て、本件商標のデザインを行った。被告代表者は、MRC社に勤務していたから、同様にインスピレーションを得て、被告各商標を創案した可能性は否定することができない。

2 本件商標の作成及び使用について

本件商標は、原告がデザイナー (以下「A氏」という。) に依頼し、平成 2 7 年 1 0 月に作成したものである。また、原告は、甲 4 7 から甲 4 9 までのチラシ (以下「原告提出チラシ」という。) のとおり、平成 2 8 年 3 月及び平成 2 9 年 3 月に原告使用商標 1 を、平成 3 0 年 3 月に原告使用商標 2 を使用し、もって原告各使用商標を使用している。これらの事実を認めず、本件商標が被告各商標を剽窃したものであるとした本件審決の判断は、以下の点において、誤っている。

- (1) A氏がロゴデザイン代として 5 0 万円を領収した旨の平成 2 7 (2 0 1 5) 年 1 1 月 2 4 日付け領収書 (甲 4 6、以下「本件領収書」という。) について

金銭の受領を証するという領収書の意義は再発行の有無にかかわらないこと、原告は法律、会計の専門家ではなく、作成日は領収書記載の年月日であると考えていたこと、再発行された本件領収書の原本は紛失したこと、現金での支払はA氏の要望であったこと、A氏は、本件領収書が再発行されたものであり、本件領収書記載の年月日、金額の受領、名目が真実であることを宣誓供述していること (甲 6 2) からすれば、本件領収書の信用性を否定し

た本件審決の判断は誤りである。

(2) 原告提出チラシについて

ア 原告提出チラシにおける原告各使用商標のレイアウトは、いずれも不自然とはいえないし、原告各使用商標はオーティカ社のブランドを示すために表示したものであり、個々の商品名（商標）の記載と併存することは不自然ではない。

イ 審判において原告の主張が変遷したのは、セミナー等において広く頒布するセミナー用チラシと、重要な顧客にセールが行われていることを注意喚起するために小部数作成した原告提出チラシとを混同してしまったためである。原告提出チラシは、注文用に配布するものではないため、制作会社に依頼して作成したセミナー用チラシを用いて簡易に作成し、注文用の裏面を設けていないのである。したがって、審判で提出した写しは、実質は原本といえるものである。

ウ 以上のとおり、原告提出チラシに、本件審決が指摘するような不自然な点はなく、本件審決の判断は誤りである。

3 商標法4条1項7号該当性について

仮に本件商標が被告各商標を剽窃したものであるとしても、商標法4条1項7号該当性は認められない。

(1) 被告は、本件商標の出願当時、オーストラリアで歯科矯正のセミナーを数回行っていたにすぎず、原告において、被告が日本でセミナーを行うことは想定することができなかった。原告は、オーティカ社が「MYO」を冠する商標を使用してセミナーを開催する等していたことから（甲71～73）、同社において本件商標を使用するために本件商標を登録出願したものであって、被告各商標の使用を阻止することを目的としたのではない。

(2) 商標法4条1項7号該当性の解釈指針となるべき知財高裁平成20年6月26日判決（判例時報2038号97頁）は、「先願主義を採用してい

る日本の商標法の制度趣旨や、国際調和や不正目的に基づく商標出願を排除する目的で設けられた法4条1項19号の趣旨に照らすならば、それらの趣旨から離れて、法4条1項7号の『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ』を私的領域にまで拡大解釈することによって商標登録出願を排除することは、商標登録の適格性に関する予測可能性及び法的安定性を著しく損なうことになるので、特段の事情のある例外的な場合を除くほか、許されないというべきである。そして、特段の事情があるか否かの判断に当たっても、出願人と、本来商標登録を受けべきと主張する者（例えば、出願された商標と同一の商標を既に外国で使用している外国法人など）との関係を検討して、例えば、本来商標登録を受けべきであると主張する者が、自らすみやかに出願することが可能であったにもかかわらず、出願を怠っていたような場合（中略）は、出願人と本来商標登録を受けべきと主張する者との間の商標権の帰属等をめぐる問題は、あくまでも、当事者同士の私的な問題として解決すべきであるから、そのような場合にまで、『公の秩序や善良な風俗を害する』特段の事情がある例外的な場合と解するのは妥当でない。」と判示している。

被告は、日本におけるセミナー開催の準備をする期間において、被告各商標の登録出願をすることができたのであるから、本件は、公序良俗違反の問題となるものではない。

(3) なお、原告が虚偽の主張及び証拠に基づいて審査官等を欺いたとの被告の主張（後記（被告の主張）3(2)）は、無効審判請求の理由の要旨変更となり、許されない。

4 信義則違反について

本件商標が商標法4条1項7号に該当するとの被告の主張は、以下のとおり信義則に反しており、本件審決の判断は、誤りである。

(1) 被告は、歯科矯正のセミナーにおいて、MRC社の保有する商標、著作物

等が無断使用しており、オーティカ社の事業を妨害するものであることは明らかである。

- 5 (2) 被告がオーティカ社の歯科矯正の事業を妨害しておきながら、被告が行う事業の保護を受けるために本件商標の登録出願が公序良俗に反すると主張して無効審判を請求することは、商標法に違反する行為を行いながら商標法による保護を求めるものであり、当事者間の公正を欠き、信義則に反する。

(被告の主張)

1 本件商標と被告各商標について

10 本件商標と被告各商標は、どちらかが相手方の商標を剽窃したものであるとした本件審決の判断に、誤りはない。

原告は、本件審判で提出した答弁書において、被告各商標について「被請求人（原告）がデザイナーに委託して製作した商標と全く同一であり、約2年後にこのような極めて独創的な図形及びロゴが偶然の一致で請求人（被告）及びそのデザイナーによって採択されるはずがない。」と主張していたのであり、
15 その主張に一貫性がない。

2 本件商標の作成及び使用について

(1) 本件領収書について

20 本件審判時の原告の主張の変遷等は、本件審決が詳細に認定するとおりであって、原告の主張は、わざわざ再発行させたという領収書の原本まで紛失したという点も含め、明らかに不自然なものである。

原告は、本件商標が平成27年10月に創作されたことを示す証拠として本件領収書を提出したのであり、その作成日や、再発行であるか否かが重要なことは明らかである。原告は、法律、会計の専門家でないとしても、法律専門家である原告代理人と協議して資料を準備しているはずである。

25 (2) 原告提出チラシについて

ア 原告提出チラシにおける原告各使用商標のレイアウト等が不自然である

ことは、本件審決が詳細に認定するとおりである。

イ 原告は、本件審判において、原告提出チラシの製作を裏付ける証拠として見積書（乙１５）及び請求書（乙１６）を提出したのであり、数千部印刷している「セミナー用チラシ」の見積書等を、ごく少数配布した原告提出チラシの見積書等として提出するなど、通常考えられない。

3 商標法４条１項７号該当性について

(1) 原告は、被告各商標を剽窃したのであるから、本件商標の出願前、被告がオーストラリアで被告各商標を使用していたことを知っていたはずであり、現在もなお本件商標を指定役務に使用していないにもかかわらず、被告による第１回セミナーの翌日に本件商標を出願し、登録後は被告に対し被告各商標の使用中止の警告をしているのであるから、本件商標の出願は、被告による被告各商標の使用を阻止することを目的としたものである。

(2) 本件商標が被告各商標を剽窃したものであれば、本件商標の作成、使用に関する原告の主張及び証拠はすべて虚偽に基づくものということになり、原告は、審査段階では虚偽の主張及び証拠に基づいて審査官を欺いて商標登録を得たことになり、本件審決でも審判合議体を欺いて商標登録の無効を免れようとしたことになる。かかる行為は、商標法７９条の詐欺の行為の罪に該当するほどの重大な行為であり、私的問題にとどまるものではなく、公序良俗に反することは明らかである。

4 信義則違反について

被告は、第２回セミナーで配布した冊子において、MRC社の商標を自他役務の識別標識として使用しておらず、MRC社の商品であることを明らかにした上で、オーティカ社からMRC社の商品を購入できることを案内しているから、オーティカ社の事業を何ら妨害しておらず、MRC社の商標権、著作権も侵害していない。

第４ 当裁判所の判断

1 本件商標と被告各商標について

原告は、本件商標と被告各商標が偶然に一致することはあり得るから、原告と被告のいずれかが相手方の商標を剽窃したことを前提とする本件審決の判断は誤っていると主張する。

5 しかし、本件商標と被告各商標、特に被告商標1と対比すると、左側の図形部分、「mY o f o c U s」という大文字と小文字からなる文字の構成、フォント、図形部分と文字部分の配置、大きさのバランスがいずれも同一で、図形及び各文字の色彩も酷似する、ほとんど同一の商標というべきであるから、それぞれが他方を参照することなく独自に創案されたことを相当程度強く窺わせる証拠がない限り、偶然に一致したなどと認めることはできない。

10 原告は、上記の図形部分は人の舌を模したもので特徴的ではないなどと主張するが、原告が指摘する甲66から68までの各商標の図形は、人の舌を模したとみられる図形部分に限っても、本件商標の図形部分と明らかに異なるものである。

15 また、原告、被告それぞれに「MYO」の文字を用いた商標を創案する動機や可能性があった旨の原告の主張は、上記のような細部に至るまで一致した理由を説明することができるものではない。

2 本件商標の作成及び使用について

(1) 検討の前提

20 被告による被告各商標の開始が認められるのは、平成29年9月30日である（前提事実(2)）。したがって、原告が主張するとおり、平成27年10月、A氏に本件商標の作成を依頼した事実や、平成28年3月、及び同29年3月に原告使用商標1が使用された事実が認められるとすれば、本件商標が被告各商標を剽窃したものであるとはいえないことになる。逆に、原告が主張する本件商標の作成及び原告使用商標1の使用がいずれも認められない
25 場合には、被告各商標が平成29年9月30日に使用開始された後に本件商

標が出願されているのであるから、被告各商標と本件商標との酷似性に照らし、本件商標は、被告各商標を剽窃したものであることが推認されるというべきである。

(2) 原告各使用商標の使用について

5 まず、原告各使用商標の使用の点から判断する。

ア 原告は、原告提出チラシ（甲４７～４９）によれば、原告各使用商標が平成２８年３月、同２９年３月（及び同３０年３月）に使用された事実が認められる旨主張するので、原告提出チラシの信用性について検討する。

10 イ 原告提出チラシは、次の３種類であり、いずれも、オーティカ社の取扱いに係る歯科矯正器具の商品名、写真、価格等の商品情報が記載され、最下部には、オーティカ社のロゴ、社名、所在地、「マイオフアンクショナル リサーチ社 日本総代理店」等の記載がある。

15 なお、原告は、対応する審判時の書証（審判時の乙３３～３５）と同様、原告提出チラシを表面のみの写しとして提出しており、本件訴訟においても、原本の提出はない。

20 （ア）最上部に「Spring Sale ２０１６」のタイトル、そのすぐ下に原告使用商標１、右上隅に「３／１～３／３１」と記載されたもの（甲４７、以下「原告提出チラシ２０１６」という。また、タイトルを含むこれらの記載部分を「タイトル部分」という。）

（イ）最上部に「Spring Sale ２０１７」のタイトル、そのすぐ下に原告使用商標１、右上隅に「３／１～３／３１」と記載されたもの（甲４８、以下「原告提出チラシ２０１７」という。）

25 （ウ）最上部に「Spring Sale」のタイトル、右上隅に原告使用商標２、その下に「２０１８ ３／１～３１」と記載されたもの（甲４９、以下「原告提出チラシ２０１８」という。）

ウ 被告は、次の５種類のチラシ（乙９～１４、併せて「被告提出チラシ」という。なお、乙１０と乙１２は同じものである。）を、証拠として提出した。

5 なお、被告は、被告提出チラシをいずれも写しとして提出しているが、対応する審判時の書証（審判時の甲４５～５０）は、本件審判において原本が提出されている（本件審決、弁論の全趣旨）。

 また、被告提出チラシの裏面は、いずれも、具体的な商品毎に注文個数等の記入欄がある注文書となっており、この点も原告提出チラシと異なる。

10 (ア) 最上部に「日本矯正歯科学会特別価格」のタイトル、そのすぐ右下に「２０１６年９月２１日→１１月３０日」と記載されたもの（乙９、以下「被告提出チラシ乙９」という。）

 タイトル部分以外、商品やオーティカ社に関する記載内容は、背景の色合いを除き、原告提出チラシ２０１６（甲４７）と全く同じである。

15 (イ) 最上部に「Spring Sale ２０１８」のタイトル、その右に「２／２１～３／３１」と記載されたもの（乙１０、１２、以下両者を併せて「被告提出チラシ乙１０」という。）

 タイトル部分以外、商品やオーティカ社に関する記載内容は、原告提出チラシ２０１７（甲４８）と全く同じである。

20 (ウ) 最上部に「日本矯正歯科学会特別価格」のタイトル、そのすぐ右下に「２０１８ ９／１８（火）～１１／９（金）」と記載されたもの（乙１１、以下「被告提出チラシ乙１１」という。）

 タイトル部分以外、商品やオーティカ社に関する記載内容は、タイトルのすぐ下の「全品１０％ＯＦＦ」等の文字フォントが異なることを除き、原告提出チラシ２０１８（甲４９）と全く同じである。

(エ) 最上部に「Convention Special 2017」のタイトル、その右に「6
(赤い丸の中に白文字) 1 (白い四角の中に赤文字) ～ 7 (赤い丸の
中に白文字) 1 7 (白い四角の中に赤文字)」と記載されたもの(乙
1 3、以下「被告提出チラシ乙1 3」という。)

5 原告提出チラシ2 0 1 7 (甲4 8) と比較すると、オーティカ社に
関する記載内容は同じであるが、商品の記載が、「My o b r a c e
f o r C l a s s Ⅲ」が中段、「My o b r a c e f o r K i
d s」が下段に配置されており、原告提出チラシ2 0 1 7と比較する
と、中段と下段が入れ替わっている。また、「My o b r a c e f
10 o r C l a s s Ⅲ」の「P－3」の「お試し価格 ¥7, 1 0 0→
¥6, 0 0 0」との記載が、原告提出チラシ2 0 1 7では「¥7, 1
0 0→¥6, 3 9 0」となっている点も異なっている。

(オ) 最上部に「Spring Sale 2017」のタイトル、その
右に「2 (赤い丸の中に白文字) 2 1 (白い四角の中に赤文字) ～ 3
15 (赤い丸の中に白文字) 3 1 (白い四角の中に赤文字)」と記載され
たもの(乙1 4、以下「被告提出チラシ乙1 4」という。)

被告提出チラシ乙1 3と比較すると、商品やオーティカ社に関する
記載内容は同じである。

また、原告提出チラシ2 0 1 7 (甲4 8) と比較すると、被告提出
20 チラシ乙1 0と同じく、「My o b r a c e f o r C l a s s Ⅲ」
と「My o b r a c e f o r K i d s」の配置、「P－3」の価
格表示が異なっている。

エ 本件審決、証拠及び弁論の全趣旨によれば、①本件審判において、原告
は、本件商標の使用を裏付ける証拠として、歯科医師向けに配布したとす
25 る原告提出チラシを提出するとともに、その制作の事実を裏付ける証拠と
して、制作会社作成の平成2 8年2月1 2日付け見積書(乙1 5)、同月

1 8 日付け請求書控（乙 1 6）を提出したこと、②この見積書及び請求書
控には、「件名：DM「Spring Sale 2016」ほかチラシ 6 点、原稿制作、
印刷費の件」と記載され、各チラシの部数について「Trainer Spring
Sale」が 3 5 0 0、「矯正 Spring Sale 三つ折り」が 1 2 0 0、「B 先
5 生セミナー」が 9 0 0 0 などと記載されていること、③これに対し、被告
が、オーティカ社が配布した実際のチラシを入手したとして被告提出チラ
シを提出し、原告提出チラシの不自然さを主張したこと、④原告は、被告
提出チラシがオーティカ社において制作、配布したものであることは争わ
ず、原告提出チラシは、チラシを配布した顧客等のうち、懇意の限られた
10 大口顧客にスプリングセールが実施されていることを再度認知してもらう
ために小部数配布したものであって、見積書及び請求書控は原告提出チラ
シに係るものではないと、主張を変遷させたことが認められる。

そして、原告は、本件訴訟においても、上記④の変遷後の主張を繰り
返すとともに、原告提出チラシは、制作会社に依頼して作成したセミナ
15 ー用チラシを用いて簡易に作成したもので、審判で提出した写しは、実
質は原本といえるなどと主張している。

オ 以上を踏まえ、原告提出チラシについて検討する。

まず、実際に顧客等に配布されたものと認められる被告提出チラシが、
提出された写しをみても印刷が鮮明であることに比べ、原告提出チラシ
20 は、商品等の写真、文字、背景の色合い等が全体的にぼやけて不鮮明で
あって、原告が認めるとおり、専門の印刷業者によって制作されたチラ
シではなく、専門の印刷業者が制作したチラシを用いて（例えば、自前
のカラーコピー機やスキャナーを用いるなどして）制作されたものと認
められる。

そうであれば、原告提出チラシは、被告提出チラシその他の専門の印
25 刷業者によって制作されたチラシを利用すればいつでも制作可能という

ことになるから、セール期間として記載された期間のころに制作、頒布されたかどうかは、疑わしい。

さらに、そのような不鮮明で、裏面の注文書もないチラシを、注意喚起のために少数の重要顧客に送ったという原告の主張自体、不自然というべきである。

そして、原告提出チラシ2017（甲48）については、セール期間が3月1日から同月31日までと記載されており、期間が重なる被告提出チラシ乙14、すなわち「Spring Sale 2017」（セール期間2月21日～3月31日）のチラシとは、商品の説明である「Myobrace for Class III」と「Myobrace for Kids」の配置、「P-3」の価格表示が異なっている（被告提出チラシ乙14だと6000円の商品が原告提出チラシ2017では6390円。前記ウ(エ)(オ)）。これらの商品の配置と価格表示は、被告提出チラシ乙13、すなわち同じ年の「Convention Special 2017」（セール期間6月1日～7月17日）では被告提出チラシ乙14と同様となっているから（前記ウ(エ)）、原告提出チラシに係る原告の主張が正しいとすると、原告は、重要な顧客に対しセールが行われていることを注意喚起するために、「Spring Sale」の期間中に、商品の配置を変えただけでなく、わざわざ「お試し価格」として強調した商品「P-3」の販売価格を390円値上げしたチラシを制作して送付し、しかも、2か月後のセールでは、商品の配置と販売価格を元に戻したということになる。このような原告の主張は、およそ不自然というほかない。

むしろ、商品の配置と価格表示を含め、原告提出チラシ2017の内容が被告提出チラシ乙10、すなわち翌年の「Spring Sale 2018」（セール期間2月21日～3月31日）のチラシと一致していることからすると、商品「P-3」のお試し価格は、「Convention

Special 2017」終了後の平成29（2017）年7月18日以降に6390円に値上げされ、原告提出チラシ2017は、被告提出チラシ乙10など値上げ後のチラシを利用して作成されたことが強く疑われる。

5 これらの点からみても、原告提出チラシがその記載されたセール期間のころに制作、作成されたことは、極めて疑わしいといわざるを得ない。

以上によれば、原告提出チラシは、それぞれにセール期間として記載された平成28年3月、同29年3月及び同30年3月ころに制作、頒布されたものとは、にわかに認めることはできず、他にこれを認めるに足る証拠はない。

10 カ 原告は、原告提出チラシのレイアウトの不自然さや、原告各使用商標と個々の商品名（商標）を併記する不自然さをいう本件審決の判断は誤りであると主張する。

15 しかし、原告提出チラシと被告提出チラシを対比すると、本件審決のこれらの判断には誤りはなく、これらの判断に係る事実も、原告提出チラシの不自然さを示す事情といえるが、いずれにせよ、前記イからオまでにおいて検討したところによれば、原告提出チラシが不自然なものであることは明らかである。

20 また、原告は、審判における主張の変遷の理由をるる主張するが、重要な顧客に送付するために原告提出チラシを小部数作成したなどという主張自体が不自然であり信用することができないことは、前記オのとおりである。

キ 以上のとおり、原告提出チラシの信用性を否定した本件審決の判断に誤りはなく、原告各使用商標が平成28年3月、同29年3月（及び同30年3月）に使用された事実は認められない。

25 (3) 本件商標の作成時期について

ア 本件審決、証拠及び弁論の全趣旨によれば、①本件審判において、原告

は、本件商標の作成時期を裏付ける証拠として、原告とA氏との間で締結されたとする平成27年8月1日付け「ロゴデザインに関する業務委託契約書」（甲65）、A氏から提案されたとする本件商標とほぼ同一のシンボルロゴを含む提案書2通（甲42、43）、同年10月30日付け請求書（甲44）、同年11月24日に支払機により50万円が出金された記載のある原告の預金通帳（甲45）、A氏がロゴデザイン代として現金50万円を領収した旨記載された同日付けの本件領収書（甲46）を提出したこと、②本件領収書は写しとして提出され、再発行である旨の記載はなく、原告は、提出した当初、証拠説明書にその作成年月日を同年11月24日と記載し、再発行されたものである旨を主張していなかったこと、③本件領収書に貼付された収入印紙は、平成30年7月1日から適用が開始されたデザインのものであったこと（甲46、乙6～8）、④その旨を被告から証拠とともに指摘されると、原告は、元の領収書は平成29年8月9日の事務所移転時に紛失したため、本件領収書を平成30年10月にA氏に再発行してもらい、税務調査のために保管していたと主張したことが認められる。

そして、原告は、本件訴訟において、上記④の主張を繰り返すとともに、再発行を受けた本件領収書の原本も紛失したと主張している。

イ 本件領収書に係る上記アの原告の対応は、明らかに不自然なものであって、平成27年11月24日に本件領収書と同内容の領収書が作成されたことは疑わしく、ひいては、同日に本件商標のデザイン料が支払われたこと、その他同年10月に本件商標が作成されたとの原告の主張自体に疑いを抱かせるものである。

ウ これに対し、原告は、原告の主張に沿う内容のA氏の令和5年8月9日付け陳述書（甲53）及び公証人が認証したA氏の同年12月1日付け宣誓供述書（甲62。以下、両者を併せて「A氏陳述書等」という。）を提

出している。

この点、確かに、平成27年11月24日に原告名義の預金口座から現金で50万円が引き出されていること（甲45）や、原告を代表者とする会社が平成29年8月9日に本店を移転した事実（甲51、52）は認められるものの、当該50万円の現金が平成27年11月24日にA氏に支払われたことについては、これを直接裏付ける証拠は本件領収書及びA氏陳述書等のみである。しかし、本件領収書やA氏陳述書等は、A氏の協力があれば後日作成することができるものであり、前記の通り、本件領収書に係る原告の対応が不自然であることに加え、A氏陳述書等がいずれも本件無効審判手続が開始された令和4年1月21日ころより後に作成されたものであることに照らすと、にわかに信用することができない。

また、原告が主張するような特異な経緯で、支払から約3年後に領収書を再発行してもらいながら、本件審判において再発行の事実に触れることなく（少なくとも、当時既に選任されていた代理人弁護士や代理人弁理士に秘して）、記載された日付に作成された領収書として本件領収書を証拠提出し、しかもその原本を紛失しているということも、不自然というほかない。

エ 加えて、前記(2)のとおり、原告各使用商標が使用された事実は認められず、50万円のデザイン料を支払って平成27年10月に作成されたはずの本件商標は、その図形部分、文字部分のみに限っても、令和元年9月27日の登録出願までの約4年間、使用された形跡が認められない。

また、そのような本件商標について、平成29年9月の被告各商標の使用開始前に被告が認識し得る可能性は何ら認められない（本件商標と被告各商標が偶然に一致する可能性が極めて低いことは、前記1のとおりである。）。

これらの点からみて、平成27年10月に本件商標が作成されたとする

原告の主張は、本件領収書以外の点においても、不自然である。

オ 以上によれば、本件領収書の提出を含む原告の主張立証の信用性が低いとして、本件商標が平成 27 年 10 月に作成された事実は認められないとした本件審決の判断は相当であり、誤りはない。

5 (4) 小括

以上のとおり、原告の提出したすべての証拠によっても、本件商標が平成 27 年 10 月に作成された事実及び原告各使用商標が平成 28 年 3 月、同 29 年 3 月（及び同 30 年 3 月）に使用された事実を認めるに足りず、他にこれを認めるに足りる証拠がない。被告各商標の使用が開始された平成 29 年 9 月 30 日以降、本件商標が被告各商標と偶然に一致した可能性も認められず、本件商標は、被告各商標を剽窃したものと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

3 商標法 4 条 1 項 7 号該当性について

(1) 前記 2 のとおり、原告は、被告各商標を剽窃した本件商標を登録出願し、
15 商標登録を受けているところ、①これらの登録出願が被告の日本における第 1 回セミナー終了の翌日に行われていること（前提事実(3)、(4)）、②被告と MRC 社は、オーストラリアにおいて、歯科矯正に関する事業について競業関係にあり、被告が日本に事業進出した場合、MRC 社の国内代理店であるオーティカ社とも同様の競業関係となること（前提事実(1)、(2)）、③前記原告の登録出願後その登録が認められるまでの間に開催された第 2 回セミナーの後、オーティカ社は、被告に対し、MRC 社の著作権等のオーティカ社の独占的使用権が侵害されたことを理由にセミナーの冊子の使用中止を求めており、原告はそのオーティカ社の支配株主であること（前提事実(1)、(6)）、
20 ④原告は、本件商標に基づき、被告各商標の使用中止を要求していること（前提事実(8)）が、それぞれ認められる。

そして、被告は、その事業につき被告各商標を使用し（前提事実(2)）、日

本における第1回セミナー及び第2回セミナーでも被告各商標を使用しており（甲22の2、甲50の1）、会社名自体も「マイオフォーカス（MYOFFOCUS）」であるから、被告各商標の使用を阻止されることは、日本における事業において大きな障害となると認められる。

- 5 (2) 原告は、本件商標をオーティカ社の事業において使用するために登録出願したのであるから、被告各商標の使用の阻止を目的としていないと主張する。

しかし、前記2のとおり、本件商標を使用したとする原告の主張はおおよそ認められず、また、登録出願から現在に至るまでの間においては、原告が本件商標を使用したとの主張立証はなく、そのような形跡すら窺われないことからすると、原告の前記主張は採用することができない。

10 なお、原告は、被告の第1回セミナーについて認識していなかったかのような主張もするが、前記(1)①、②に加えて、本件商標の使用に関する原告の主張がおおよそ不自然で信用し難いことからすると、同主張も採用の限りでない。

15 以上より、原告は、被告がオーストラリアで使用していた被告各商標が我が国において商標登録されていないことを奇貨として、我が国における被告各商標の使用を阻止すること、さらには、被告の日本におけるビジネスを妨害することのみを目的として、被告各商標を剽窃した上、本件商標の作成時期を偽り、本件商標の登録を得たものと認めるのが相当であって、このような商標は、登録出願の経緯に社会相当性を欠くものがあるというべきであるから、商標法4条1項7号該当性に関する本件審決の判断に誤りはない。

- 20 (3) 原告は、前記(2)の目的が認められるとしても、先願主義を採用している日本の商標法の制度趣旨や、国際調和や不正目的に基づく商標出願を排除する目的で設けられた法4条1項19号の趣旨に照らすならば、被告が第1回セミナーを開催するまでに被告各商標の登録出願をすることができた本件は、
25 当事者同士の私的な問題として解決すべきであり、公序良俗違反に当たると

すべき特段の事情はない旨主張する。

しかし、商標法4条1項19号は、その文言上、「前各号に掲げるものを除く」と規定されているから、同項7号に該当する場合には、同項19号の適用はない。本件においては、原告の登録出願の経緯に社会相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するという理由で同項7号該当性が認められる以上、同項19号の趣旨にかかわらず、本件商標の登録は認められないことになるのであって、これと異なる前提に立つ原告の前記主張は採用することができない。

(4) 原告は、本件商標が商標法4条1項7号に該当するとの被告の主張は、信義則に反し許されない旨主張する。

確かに、前提事実(6)のとおり、被告が、MRC社の著作権又は商標権に係るオーティカ社の独占的使用権を侵害したとしてオーティカ社から抗議を受けた事実があることは認められるが、MRC社やオーティカ社の被侵害利益は、本件商標とは全く別の法的利益であり、侵害された利益の当事者も原告とは別の法主体である。しかも、当該利益侵害に係る紛争は、既に当事者間の令和2年9月10日付け合意により解決済みであることが認められる(甲36)。したがって、本件商標について、商標法上、登録を受けることができない理由のある場合において、被告が、原告を相手方として、同法に従って、無効審判等を請求することが、信義則に反し許されないなどということはできない。原告の前記主張は採用することができない。

(5) 以上のとおり、本件商標が商標法4条1項7号に該当するとした本件審決の判断に、誤りはない。

4 結論

よって、原告主張の取消事由は認められず、原告の請求は理由がないから、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第2部

5

裁判長裁判官

清 水 響

10

裁判官

菊 池 絵 理

裁判官

頼 晋 一

(別紙)

商 標 目 録

【登録番号】 商標登録第 6 4 1 2 6 4 2 号

5 【商標の構成】



【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

10 第 4 1 類 技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、
電子出版物の提供、映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のため
の施設の提供、歯科及び歯列矯正の分野における訓練、歯科用の
機器の使用における訓練、矯正歯科専門医の資格の検定及び認定

15 第 4 2 類 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、電子計算機・自
動車その他その用途に応じた的確な操作をするためには高度の専
門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等
に関する紹介及び説明、歯科医療に関する研究、歯列矯正に関す
る研究、歯列矯正機械器具に関する試験又は研究、通信回線を利用
した歯科医師用・歯科医院用のコンピュータプログラムの提供

第 4 4 類 歯列矯正治療、歯科医療情報の提供、歯列矯正治療に関する情報
の提供

20 【登録日】 令和 3 年 7 月 7 日

【出願日】 令和元年 9 月 2 7 日

【登録査定日】 令和 3 年 6 月 2 4 日

以 上

(別紙)

本件審決（抜粋）

注：引用された審判提出証拠のうち、本件訴訟に提出されている証拠については、〔〕

5 内に本件訴訟における証拠番号を付記した（枝番は省略することがある。）。

第5 当審の判断

1 商標法第4条第1項第7号該当性について

(1) 本件商標と引用商標との比較

10 本件商標は、別掲1のと通りの構成からなるものであり、他方、引用商標は、別掲2及び3のと通りの構成からなるものである。

そして、本件商標及び引用商標は、いずれも左に図形、その右に欧文字を配した構成からなるものであるが、両者の図形は特徴的な図形であるにもかかわらずほぼ同一であり、また、欧文字部分についても、2文字目及び後ろから2文字目のみが大文字で、他の文字が小文字という特徴を含め、その構成文字が同一である。

15 このように特徴的な部分を同一にする本件商標と引用商標とが偶然に一致したものとは到底いえない。

そうすると、請求人の引用商標と被請求人の本件商標とは、どちらかが他方を剽窃したものといわなければならない。

(2) 引用商標の作成及び使用について

20 ア 請求人は、平成29年（2017年）5月22日から同年9月18日までに引用商標を作成した旨主張するとともに、遅くとも同年9月30日までにオーストラリアにおいて引用商標の使用を開始していたと主張している。

25 イ 請求人の提出に係る証拠によれば、請求人は、遅くとも平成29年（2017年）9月30日には、オーストラリアにおいて、自社のウェブサイト及びクリニックに引用商標を使用していたことが認められ（甲12～甲14〔乙3～乙5の2〕）、このことは、前記第4の2（3）のとおり、被請求人も争っていない。

(3) 本件商標の作成及び使用についての被請求人の主張

被請求人は、請求人よりも2年前の平成27年(2015年)10月には本件商標を作成した旨主張するとともに、同28年(2016年)3月、同29年(2017年)3月及び同30年(2018年)3月に本件商標を使用していた旨主張している。

5 (4) 前記(1)のとおり、本件商標と引用商標とは、どちらかが他方を剽窃したものといわなければならないところ、前記(2)及び(3)によれば、請求人による引用商標の使用が認められる平成29年(2017年)9月30日以前、加えて、請求人が主張する引用商標の作成開始時である同年5月22日以前において、被請求人による本件商標の作成又は使用を認めることができれば、本件商標は、引用商標を剽窃したものではないとい
10 うことができ、反対に、当該作成又は使用を認めることができれば、本件商標は、平成29年(2017年)9月30日までにオーストラリアにおいて使用されていた引用商標を剽窃したものといえることができる。

(5) 本件商標が平成27年(2015年)10月に作成されたかについて

ア 両当事者の提出に係る証拠及び同人の主張(以下「証拠等」という。)によれば、
15 次の事実を認めることができる。

(ア) 被請求人とA氏との間で、平成27年(2015年)8月1日付けで締結されている「ロゴデザインに関する業務委託契約書」には、被請求人がA氏に「MYOFOCUS」等のロゴデザイン制作に関する業務を委託すること、業務委託費は50万円(消費税及び地方消費税を含む。)とすることが記載されている(乙17〔甲65〕)。

20 (イ) 平成27年(2015年)9月20日付けの「シンボルロゴのご提案」と題する書類には、多数の標章が記載されており、その中には、本件商標とほぼ同一の標章が含まれている(乙18〔甲42〕)。

(ウ) 平成27年(2015年)10月付けの「シンボルロゴの最終案」と題する書類には、本件商標とほぼ同一の標章が記載されている(乙19〔甲43〕)。

25 (エ) A氏が被請求人に宛てた平成27年(2015年)10月30日付けの「請求書」には、「件名」として「ロゴデザイン費(計4種)」の記載があり、また、「御請求金額」

として「¥ 5 0 0 , 0 0 0 (税込)」の記載がある(乙 2 0 [甲 4 4])。

(オ) 被請求人の銀行口座通帳には、平成 2 7 年(2 0 1 5 年) 1 1 月 2 日から同月 2 5 日までの間に、多数の振込記録があり、また、同月 2 4 日に 5 0 万円の出金記録がある(乙 2 1 [甲 4 5])。

5 (カ) A 氏が被請求人に宛てた「領収書」(以下「本件領収書」という。)には、「現金」、「¥ 5 0 0 , 0 0 0 -」、「ロゴデザイン代として」及び「2 0 1 5 年 1 1 月 2 4 日 上記正に領収いたしました」の記載があり、また、2 0 0 円の収入印紙が貼付されている(乙 2 2 [甲 4 6])。なお、本件領収書には、「再発行」である旨の記載はない。

10 (キ) 本件領収書に貼付されている収入印紙は、平成 3 0 年(2 0 1 8 年) 7 月 1 日から適用開始となったデザインのものである(甲 4 1 ~ 甲 4 3 [乙 6 ~ 8])。

(ク) 被請求人が代表取締役を務める会社が平成 2 9 年(2 0 1 7 年) 8 月 9 日に移転した(乙 3 8、乙 4 2 [甲 5 1]、乙 4 3 [甲 5 2])。

15 (ケ) 被請求人は、前記(ク)の移転の際に、本件領収書の元の領収書(元領収書)を紛失し、その後、平成 3 0 年(2 0 1 8 年) 1 0 月に A 氏に再発行してもらい、税務調査のために保管していたと主張している。

20 (コ) A 氏が被請求人に宛てた令和 5 年(2 0 2 3 年) 8 月 9 日付けの書面には、被請求人が元領収書を紛失したため、被請求人の依頼により、2 0 1 8 年(平成 3 0 年) 1 0 月に当初の日付を付した本件領収書を再発行したことを証明する旨が記載されており(乙 4 4 [甲 5 3])、また、A 氏による同年 1 2 月 1 日付けの宣誓供述書(公証人による認証がされている。)にも同様の内容が記載されている(乙 5 7 [甲 6 2])。

(サ) 被請求人は、令和 4 年 4 月 1 1 日付け提出の審判事件答弁書においては、本件領収書が再発行のものである旨は特段述べておらず、同日付け提出の証拠説明書においても、本件領収書である乙第 2 2 号証の作成年月日について、「平成 2 7 年(2 0 1 5) 1 1 月 2 4 日」と記載されていた。

25 (シ) 請求人が、令和 4 年 9 月 2 7 日付け提出の審判事件弁駁書において、本件領収書に貼付されている収入印紙は平成 3 0 年(2 0 1 8 年) 7 月 1 日から適用開始となったデザ

インのものである旨主張したところ、被請求人は、令和5年8月21日付け提出の審判事件答弁書（第二回）において、本件領収書は再発行されたものである旨を主張し、また、同年12月19日付けの第1回口頭審理において、同4年4月11日付け証拠説明書における本件領収書である乙第22号証〔甲46〕の作成年月日を「平成30年10月中旬」に訂正した。

（ス）本件領収書である乙第22号証〔甲46〕は、写しを原本として提出されている。

イ 判断

前記アによれば、本件商標の作成までの経過としては、平成27年8月1日にロゴデザインの業務委託契約、同年9月20日のシンボルロゴの提案、同年10月のシンボルロゴの最終案、同月30日の代金請求、同年11月24日の銀行口座からの出金及び代金領収といった一連の時系列に一応矛盾はないといえる。

しかしながら、本件領収書には200円の収入印紙が貼付されているところ、貼付されている収入印紙のデザインは、平成30年7月1日から適用開始となったデザインであり、同27年11月24日付けの本件領収書に当該収入印紙が貼付されていることは、極めて不自然といわなければならない。

この点について、被請求人は、事務所移転の際に元領収書を紛失したため、A氏に再発行してもらった旨主張している。

ところで、領収書の再発行は、経費の水増しといった悪用をされる可能性があるため、多くの事業者は、再発行しないのが一般的と考えられる。また、そのような悪用を防ぐために、領収書を再発行する場合には、その書面に「再発行」である旨を明記する場合が多いと考えられる。

しかしながら、本件領収書には、「再発行」である旨の記載はない。

また、被請求人は、領収書を再発行しない場合があることや、再発行する場合にはその旨明記する場合があることは、原則論に基づくものである旨主張している。

確かに、領収書が再発行される場合があり、その際に再発行である旨が記載されない場合もあり得るといえる。

しかしながら、被請求人は、当初、本件領収書が再発行のものである旨は特段述べていなかったが、請求人から収入印紙のデザインについて主張されると、本件領収書は再発行されたものであるとその主張を変え、本件領収書である乙第22号証〔甲46〕の作成年月日を訂正したものであり、また、被請求人は、本件領収書の原本を提出していない。

5 そうすると、たとえ、本件領収書が再発行のものである旨のA氏からの書面（乙44〔甲53〕）及び宣誓供述書（乙57〔甲62〕）を踏まえても、本件領収書の信用性は低いものといわなければならない。

そして、被請求人は、振込による取引が多い中、本件商標の作成に関してのみ現金で支払を行っていることについても不自然さがある。

10 以上のとおり、本件商標の作成について、被請求人の主張には信用性の低い点や不自然な点があることからすると、本件商標が平成27年（2015年）10月に作成されたという点については、にわかには認めることができない。

（6）本件商標が平成28年（2016年）3月及び同29年（2017年）3月に使用されたかについて

15 ア 証拠等によれば、次の事実を認めることができる。

（ア）被請求人は、オーティカ社の顧問であり（乙2）、また、株式会社J＆Jマーケティング（以下「J＆J社」という。）の代表取締役である（乙38、乙42〔甲51〕）。

（イ）「Spring Sale 2016」と題するチラシ（乙33〔甲47〕）。以下「チラシ乙33」という。）、「Spring Sale 2017」と題するチラシ（乙34〔甲48〕。以下「チラシ乙34」という。）、「Spring Sale」と題するチラシ（乙35〔甲49〕。以下「チラシ乙35」といい、チラシ乙33ないし乙35をまとめて「チラシ乙」という。）は、オーティカ社の取扱いに係る歯科矯正器具のチラシであり、「口腔筋機能Trainer」、「T4K Trainer」、「マイオブレース」及び「Myobrace」の商品名（商標）とともに商品の図又は写真が掲載
20
25 されている。また、「口腔筋機能Trainer」の商品名（商標）の上には、「歯列矯正用咬合誘導装置」の記載がある。

チラシ乙33及び34には、その右上に「3／1～3／31」の記載があり、また、上部のタイトル部分に、「Spring Sale 2016（2017）」の表題における「p」の文字とほとんど間隔を空けずに円形の図形が配置されるように別掲4のとりの構成からなる商標（以下「本件使用商標1」という。）が表示されている。

5 チラシ乙35は、その右上に「2018 3／1～31」の記載があり、当該記載の上の端に別掲5のとりの構成からなる商標（以下「本件使用商標2」といい、本件使用商標1及び2をまとめて「本件使用商標」という。）が表示されている。

（ウ）ナガタプランニング株式会社（以下「ナガタ社」という。）がJ＆J社に宛てた平成28年2月12日付けの「御見積書」には、件名として「DM「Spring Sale
10 e 2016」ほかチラシ6点、原稿制作、印刷費の件。」の記載があり、また、部数の欄には千単位の数字が記載されている（乙36〔乙15〕）。

また、ナガタ社がJ＆J社に宛てた平成28年2月18日付けの「請求書控」には、品名として「DM「Spring Sale 2016」ほかチラシ6点、原稿制作、印刷
15 費の件」の記載があり、また、数量の欄には千単位の数字が記載されている（乙37〔乙16〕）。

（エ）「Spring Sale 2016」と題するチラシ（甲44。以下「チラシ甲44」という。）、「日本矯正歯科学会特別価格」と題するチラシ（甲45〔乙9〕。以下「チラシ甲45」という。）、「Spring Sale 2018」と題するチラシ（甲46〔乙10〕。以下「チラシ甲46」という。）、「日本矯正歯科学会特別価格」
20 と題するチラシ（甲47〔乙11〕。以下「チラシ甲47」という。）、「Spring Sale 2018」と題するチラシ（甲48〔乙12〕。以下「チラシ甲48」という。）、「Convention Special 2017」と題するチラシ（甲49〔乙13〕。以下「チラシ甲49」という。）及び「Spring Sale 2017」と題するチラシ（甲50〔乙14〕。以下「チラシ甲50」といい、チラシ甲44ないし
25 甲50をまとめて「チラシ甲」という。）は、オーティカ社の取扱いに係る歯科矯正器具のチラシであり、「口腔筋機能Trainer」、「T4K Trainer」、「マイ

オブレース」及び「My o b r a c e」の商品名（商標）とともに商品の図又は写真が掲載されている。また、「口腔筋機能T r a i n e r」の商品名（商標）の上には、「歯列矯正用咬合誘導装置」の記載がある。

5 チラシ甲の裏面は、注文書のような構成となっており、「T r a i n e r」及び「My o b r a c e」の表題の下、各商品の価格表が掲載されている。

 なお、チラシ甲には、本件使用商標は表示されていない。

 （オ）チラシ乙３３はチラシ甲４４、甲４５、甲４９及び甲５０と、チラシ乙３４はチラシ甲４６及び甲４８と、チラシ乙３５はチラシ甲４７と、それぞれ上部のタイトル部分以外は、表面のデザインがほぼ一致している。

10 （カ）被請求人は、チラシ乙について、「口腔筋機能T r a i n e r」の記載があるとお
り、様々な歯科矯正訓練の適応症例や習癖を紹介し、歯科矯正治療・訓練の方法や歯科矯正情報の提供に資するために本件使用商標を使用していると主張している。

 （キ）被請求人は、令和４年４月１１日付け提出の審判事件答弁書においては、チラシ乙の制作が正当に行われたことを「御見積書」（乙３６〔乙１５〕）及び「請求書控」（乙
15 ３７〔乙１６〕）により立証すると主張していたが、同５年１２月１９日期日の第１回口頭審理においては、「御見積書」（乙３６〔乙１５〕）及び「請求書控」（乙３７〔乙１
６〕）はチラシ乙のものではないと主張している。

 （ク）請求人は、オーティカ社が平成２８年（２０１６年）から平成３０年（２０１８年）に実際に歯科医等に配布したチラシを入手したとして、チラシ甲の原本を提出しているが、
20 被請求人は、チラシ乙について、本件商標の登録出願前にごく少数配布したにとどまるとして、表面のみ、写しを原本として提出している。

イ 判断

 前記アによれば、チラシ乙及び甲は、いずれも、被請求人が顧問を務めるオーティカ社の取扱いに係る歯科矯正器具のチラシであるところ、両者は、上部のタイトル部分以外は、
25 表面のデザインがほぼ一致しているものである。

 また、チラシ乙には、その上部のタイトル部分又は右上の端に、本件使用商標が表示さ

れているのに対し、チラシ甲には、そのような表示はない。

そして、チラシ乙における本件使用商標は、上部のタイトル部分において、「S p r i
n g」の「p」の文字とほとんど間隔を開けずに本件使用商標 1 の円形の図形が表示され
5 ていること（チラシ乙 33、チラシ乙 34）、また、上部のタイトル部分の右上の端に本
件使用商標 2 が表示されていることから（チラシ乙 35）、チラシ乙のレイアウトが不自
然といえる。

また、チラシ乙及び甲は、歯科矯正器具のチラシであるところ、掲載されている歯科矯
正器具は、「口腔筋機能 T r a i n e r」、「T4K T r a i n e r」、「マイオブレ
ース」又は「M y o b r a c e」の商品名（商標）によって広告されているとみるのが自
10 然であり、そのため、上部のタイトル部分又は右上の端に、前記商品名（商標）とは異な
る本件使用商標が表示されていることも不自然といえる。

この点について、被請求人は、「口腔筋機能 T r a i n e r」の記載があるとおり、
様々な歯科矯正訓練の適応症例や習癖を紹介し、歯科矯正治療・訓練の方法や歯科矯正情
報の提供に資するために本件使用商標を使用していると主張している。

15 しかしながら、「口腔筋機能 T r a i n e r」の記載は、その上に「歯列矯正用咬合誘
導装置」の記載があることからすると、当該装置、すなわち歯科矯正器具の商品名（商標）
とみるのが自然である。

また、チラシ乙の裏面は提出されていないが、チラシ甲の裏面には、「T r a i n e r」
の表題の下、商品の価格表が掲載されている。

20 仮に、チラシ乙の裏面がチラシ甲の裏面と同様であれば、やはり、「口腔筋機能 T r a
i n e r」の記載は、歯科矯正器具の商品名（商標）とみるのが自然である。

そうすると、様々な歯科矯正訓練の適応症例や習癖を紹介し、歯科矯正治療・訓練の方
法や歯科矯正情報の提供に資するために本件使用商標を使用しているとの被請求人の主張
は、不自然といわなければならない。

25 さらに、被請求人は、当初、チラシ乙の制作が正当に行われたことを、部数又は数量の
欄に千単位の数字が記載されている「御見積書」及び「請求書控」により立証すると主張

していたが、被請求人は、チラシ乙について、本件商標の登録出願前にごく少数配布したにとどまるとして、当該「御見積書」及び「請求書控」はチラシ乙のものではないと主張を変えている。

5 加えて、チラシ甲は、請求人から原本が提出されているが、チラシ乙は、表面のみの写ししか提出されていない。

以上よりすると、チラシ乙は不自然なものといわなければならない、また、被請求人の主張に不自然な点があること、被請求人は当初の主張を途中で変えていること、チラシ乙が表面のみ写しで提出され、他方、チラシ甲は原本で提出されていることをも踏まえれば、チラシ乙は、チラシ甲を基にして後から加工して本件使用商標を表示したものという疑いを拭えない。

10

そうすると、チラシ乙が平成28年3月、同29年3月及び同30年3月の時点において存在していたかは疑わしいものであり、そのため、チラシ乙に基づく平成28年3月、同29年3月及び同30年3月に本件商標を使用していたという被請求人の主張は信用できないものといわなければならない。

15 したがって、本件商標が平成28年（2016年）3月及び同29年（2017年）3月に使用されたと認めることはできない。

（7）本件商標は引用商標を剽窃したものかについて

前記（5）及び（6）のとおり、本件商標は、平成27年（2015年）10月に作成されたとは、にわかには認めることができず、また、同28年（2016年）3月及び同29年（2017年）3月に使用されたと認めることもできない。

20

そして、前記（1）のとおり、本件商標と引用商標とは、どちらかが他方を剽窃したものといわなければならない。

そうすると、前記（4）のとおり、本件商標は、引用商標を剽窃したものといわなければならない。

25 （8）本件商標は公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標かについて

ア これまでに認定した事実のほか、甲第40号証及び請求人の主張によれば、被請求

を行うことを怠っていたことは否めない。

しかしながら、前記１（８）イのとおり、被請求人は、請求人がオーストラリアで使用していた引用商標が我が国において商標登録されていないことを奇貨として、我が国における引用商標の使用を阻止することを目的として、引用商標を剽窃し、本件商標の登録を得たものと判断するのが相当であることからすれば、たとえ、請求人が引用商標の登録出願を行うことを怠っていたとしても、本件商標の登録出願の経緯には社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に当たるといふべきである。

（２）ア 被請求人は、前記第４の４（２）のとおり、請求人による商標法第４条第１項第７号に該当するとの主張は信義則に反し許されないと主張している。

イ 証拠等によれば、MRC社がMYOB RACE商標を有していること（乙１２〔甲３８〕、乙４９～乙５３〔甲５５～５９〕）、同社及びその関連会社が語頭に「MYO」の３文字を有する商標を有していること（乙１３〔甲３９〕、乙１４〔甲４０〕、乙５４〔甲６０〕）、MRC社はオーティカ社に対してMRC社が保有する知的財産権の使用を許諾していること（乙４５〔甲５４〕）、請求人が令和２年（２０２０年）１月３１日から同年２月４日までの間に開催したセミナー（第２回セミナー）において配布した冊子（請求人冊子）には、引用商標とともにMYOB RACE商標が掲載されていること（甲２３〔甲２３の１〕、乙４１〔甲５０の１〕、乙４１の２〔甲５０の２〕）が認められる。

しかしながら、請求人冊子によって、請求人とMRC社のとの間で出所の混同を生じたことを示す証拠はないばかりか、MRC社の商標が需要者の間に広く認識されていることを示す証拠もなく、請求人とMRC社との間で出所の混同を生ずるおそれがあったといふべき事情も見いだせない。

また、請求人が令和元年（２０１９年）９月２２日から同月２６日までの間に開催したセミナーでも請求人冊子が使用されたとの被請求人の主張は、被請求人の憶測にすぎず、これを認めるに足る証拠はない。

さらに、本件商標及び引用商標は、いずれも「m Y o f o c U s」の文字からなるもの

であり、これとは異なるMYOB RACE商標の使用の有無が本件商標に対する登録無効の審判の請求について信義則に反するというべき特段の事情は何ら見いだせない。

したがって、請求人による商標法第4条第1項第7号に該当するとの主張は信義則に反し許されないという被請求人の主張は理由がない。

5 (3) ア 被請求人は、前記第4の4(3)のとおり、本件商標の商標登録は社会的妥当性を欠く行為とはいえない旨主張している。

イ 確かに、被請求人が主張するように、商標権を有する者が当該商標権に基づいて権利行使することは当然のことといえる。

10 また、前記1(8)アのとおり、被請求人が請求人に対して引用商標の使用中止を求めたことは認められるものの、高額な買取りを要求したり、ライセンス契約を強制したりするようなことをした事実は認められない。

しかしながら、前記1(7)のとおり、本件商標は引用商標を剽窃したものといわなければならないことからすると、たとえ、被請求人が請求人に対して引用商標の使用中止を求めたことにとどまるとしても、前記1(8)イのとおり、本件商標の登録出願の経緯には社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に当たるといえるべきである。

15 (4) ア 被請求人は、前記第4の4(4)のとおり、裁判例による商標法第4条第1項第7号の事由が認められない旨主張している。

20 イ しかしながら、本件商標が商標法第4条第1項第7号に該当することは前記1のとおりである。

(5) ア 被請求人は、前記第4の5のとおり、請求人による商標法第79条の詐欺の行為の罪に該当する旨の主張は、当初の請求の理由とは実質的に異なる無効事由の事実を主張するものであり、請求の理由の要旨変更となり、許されないと主張している。

25 イ しかしながら、当該事実について判断するまでもなく、かつ、当該要旨変更について判断するまでもなく、本件商標は、前記1のとおり、商標法第4条第1項第7号に該当するものである。

(6) その他、被請求人は、るる主張するところがあるが、いずれも前記1の判断を左右するものではない。

(7) したがって、被請求人の主張は、いずれも採用することができない。

3 まとめ

5 以上のとおり、本件商標は、商標法第4条第1項第7号に該当するものである。

したがって、本件商標の登録は、商標法第4条第1項の規定に違反してされたものであるから、同法第46条第1項第1号により、無効とすべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

以 上